

平成 22 年度（第 7 回）全道女子クラブ対抗親善競技（シニアの部）

開 催 日：平成 22 年 8 月 26 日（木）

開催倶楽部：エミナゴルフクラブ（西コース）

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。（ゴルフ規則 186p 参照）

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C) 1a』を適用する。（ゴルフ規則 184p 参照）

4. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (C) 6b』を適用する。（ゴルフ規則 190p 参照）

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示がでるまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭または、白線をもってその境界を標示する。

3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。

4. 排水溝は動かせない障害物とする。

5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

6. 芝生保護のためにコース内に敷いてある人工（プラスチック製またはゴム製など）の歩経路は人工の表面をもつ道路とする。

7. クローズド（closed）の表示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地（スルーザグリーン）とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b (i) の救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰は 2 打。

8. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B) 6』を適用する。

（ゴルフ規則 173p 参照）

注 意 事 項

1. 競技の条件またはローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 競技者は指定のスタート時刻の 10 分前までに所定のティインググラウンド付近に待機し、競技委員より競技用スコアカードの交付を受けること。委員は競技用スコアカードを競技者立ち会いのもとにマーカーを指定し、マーカーに交付する。
4. 規則 6-3(スタート時間と組み合わせ)の「注」に記載の競技者がスタートに遅れた場合の救済処置は採用しない。
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則 68p 参照)
6. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚(40 球)を限度とする。
7. 本競技中のゴルフカートの使用を認める。

競技委員長 続 佳代